

8 芦屋市の児童虐待への取り組み

芦屋市では、児童福祉を目的として、0歳（妊婦も含む）から18歳未満の子どもとその家庭にかかわるさまざまな問題解決のため、家庭児童相談室を設置しています。

児童福祉法が改正され、平成17年度から「市町村」は児童虐待に関する一義的な相談支援機関として法的に位置づけられています（児童福祉法 第10条）。本市における児童虐待の対応窓口は子育て推進課の家庭児童相談室です。

また、より効果的に多方面から連携支援するために、法律に基づき、市民団体や関係機関などで構成する芦屋市要保護児童対策地域協議会を設置し、ネットワークで対応します。

（1）家庭児童相談室の役割

① 虐待通告窓口 TEL：0797-31-0643（芦屋市保健福祉センター2F）

虐待通告の窓口は家庭児童相談室（芦屋市 こども・健康部 子育て推進課）です。

② 虐待対応

*安全確認

学校などで安全確認し、集団に属していない場合は家庭訪問をします。

*受理会議

リスクの判断をします。

*情報収集

家族構成・家庭環境、学校や保育所（園）での様子などの情報収集をします。

*要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議

情報共有し、支援の方向性と役割分担を決めます。

*こども家庭センターへの送致

一時保護が必要な場合や困難ケースについては送致します。

*在宅支援

子どもの見守りと、保護者への支援を継続します。

地域での見守りは、主任児童委員・民生児童委員の協力を得ています。

③ 進行管理台帳の管理

虐待ケースの見落としがないよう台帳を作成し、進行管理を行っています。

（2）その他の取り組み

以下の連絡会にも子育て推進課家庭児童相談室が参加し、こどもに関する情報の共有、連携を図っています。

① 主任児童委員連絡会

② 生徒指導連絡会

③ 保健福祉センター総合相談連絡会